

⑥遺言/分割協議書がなく相続人全員による手続きの場合

ご用意いただくご用意いただく必要書類等	書類発行元
<input type="checkbox"/> 被相続人の戸籍謄本および除籍謄本（出生から死亡まで）（注1）	市町村役場
<input type="checkbox"/> 相続人の戸籍謄本（必要に応じて提示していただきます）（注1）	市町村役場
<input type="checkbox"/> 相続手続きに関する届出	当金庫
<input type="checkbox"/> 相続手続き依頼書(当金庫にて書類確認後発行)	当金庫
<input type="checkbox"/> 被相続人の通帳・証書	お客さま
<input type="checkbox"/> 相続人全員の印鑑登録証明書（注2）	市町村役場